

令和2年度における清瀬市オンブズパーソン条例の運営状況の公表について

清瀬市オンブズパーソン条例（平成16年清瀬市条例第1号）第19条及び清瀬市オンブズパーソン条例施行規則（平成16年清瀬市規則第16号）第13条の規定に基づき、令和2年度における清瀬市オンブズパーソン条例の運営状況について、次のとおり公表します。

令和3年4月19日

清瀬市オンブズパーソン



記

1 期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 苦情申立て件数及び調査件数等

- | | |
|------------------|----|
| (1) 苦情申立て件数 | 1件 |
| (2) 調査件数 | 1件 |
| (3) 意見若しくは勧告又は提言 | 1件 |

「苦情等に係る意見書」

	意見・勧告等の区分	要 旨	
事案 1	意見	苦情申立ての趣旨 (調査事案の趣旨)	清瀬市役所生活福祉課における生活保護申請の際の対応及び問合せに対する電話対応が公平性及び適切さを欠いているのではないか。
		意見をとする対象となった市の機関(主管課等)	清瀬市長(健康福祉部生活福祉課)
		オンブズパーソンが市長に対して行った意見の要旨	本件は、申立人等と生活福祉課職員との間のやり取りの中で多少、職員の説明が申立人等に誤解を与えた可能性が否定できないものの、生活保護受給の申請に支障を及ぼしたとは認められなかったが、生活福祉課職員においては、今後も生活保護申請者の立場に立って、十分な理解が得られるよう説明等に努めることを求める。